

ホーバークラフト船体デザイン制作委託業務提案公募
仕 様 書

1. 業務名

ホーバークラフト船体デザイン制作委託業務

2. 業務の目的

大分空港は、本県の空の玄関口であり、地域発展のための重要な交通基盤である。観光振興や企業誘致、関係人口の増加など、本県の地方創生を加速させるためには、大分空港の活性化を図ることが重要である。

そのため、県では、アジア初となる水平型宇宙港の実現や国内唯一となるホーバークラフトによる海上アクセスの導入など、夢の大きなプロジェクトに取り組んでいるところであり、大分空港は、海から空、そして宇宙へとつながる唯一無二の「ドリームポートおおいた」に生まれ変わろうとしている。

このうち、県が令和5年度中の運航開始を目指しているホーバークラフトは、最速45ノット（時速約83km）で宙に浮いた状態のまま航行できる水陸両用の超高速船であり、現在は陸路しかなく60分以上を要している大分空港と大分市とのアクセス時間を、最速約30分に短縮し、大分空港の利便性を大きく向上させる船舶である。

また、このホーバークラフトは、大分の美しい山々や立ち上る湯けむりを望みながら別府湾を横断して航行し、発着地となる大分港西大分地区と大分空港には、県民や国内外からの来訪者を迎え入れる新たな玄関口として、宇宙港大分を象徴する魅力的なターミナル施設を整備することとしている。

本業務は、早くて楽しいホーバークラフトの導入にあたり、県民や国内外の人に親しみや愛着を持ってもらうとともに、効果的に広くPRするための船体デザインの制作を目的とするものである。

3. 履行期限

契約日から令和5年3月31日（金）まで

4. 委託業務の内容

ホーバークラフトの船体デザイン制作

- ・デザインするホーバークラフトは3隻であり、一社（者）につき、デザイン提案数は3点とする（3隻すべての同一のデザインで提案することも可能。）。
- ・船体デザインは、着色デザインの上、提出すること。
- ・個人名、団体名、商品名等を入れたデザインは避けること。
- ・第三者の著作権、肖像権、そのほか第三者の権利を侵害しないように留意すること。
- ・最優秀賞作品を基本原画として船体にデザインするが、必要に応じて、県と協議の上、修正・変更を行う場合がある。

- ・船舶法施行細則（明治 32 年逓信省令第 24 号）第 44 条第 1 項及び第 2 項により表示しなければならない船名、船籍港名、船舶の番号及び総トン数を、採択されたデザインの上に配置することがある。
- ・イベントやキャンペーン等のため、採択されたデザインの上から短期的なラッピングを行う場合がある。
- ・船体デザインの上に広告等を表示する場合がある。表示する位置やサイズ等は、受託者と協議の上、決定する。

5. 契約限度額 1, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）